

平成27年10月から年内にかけて、全ての 町民の皆さんに“マイナンバー”が通知されます

「マイナンバー」とは国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号です。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の期間に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

法人にも1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

マイナンバー導入のメリット



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1. 利便性の向上・・・面倒な手続きが簡単に
申請時に必要な添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

2. 行政の効率化・・・手続きが正確で早くなる

国の行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合や入力等に要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

3. 公平・公正な社会の実現・・・給付金などの不正受給防止

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えるようになります。

マイナンバーの具体的な利用場面

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

例えば、マイナンバーは次のような場面で使われるようになります。

- ・毎年6月の児童手当の現況届の際にマイナンバーを提示
- ・厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示
- ・健康保険を受給する際に健康保険組合にマイナンバーを提示

なお、情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降に順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、負担が軽減し利便性が向上します。